

日行連発第1165号
令和3年11月22日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

経営事項審査における監理技術者講習の有効期間の取扱い及び経営事項審査
の改正の方向性について（周知）

建設業法施行規則の改正に伴い、令和3年1月1日より監理技術者講習の有効期間が講習を受講した日の属する年の翌年から起算して5年間となりました。しかしながら、経営事項審査の審査基準は変更されていないことから、監理技術者として配置可能な期間と経営事項審査の加点可能な期間に差異が生じており、許可行政庁によって取扱いが異なっております。

この点については、本年10月15日に開催された中央建設業審議会においても、「専任の監理技術者として現場に配置可能な期間は、もれなく経営事項審査においても加点可能となるよう、措置したい。」と改正の方向性が示されており、今後審査基準の改正が行われる予定です。それまでの間、各許可行政庁によって取扱いが異なる状況が継続すると思われますので、ご留意いただきますようお願いいたします。なお、中央建設業審議会では経営事項審査の改正についても議論されておりますので、添付資料をご確認ください。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知に御協力くださいますようお願いいたします。

【添付】

- ・経営事項審査の改正の方向性について

（令和3年10月15日開催・中央建設業審議会資料）

※経営事項審査における監理技術者講習の有効期間の取扱いについては14ページ「その他改正事項」参照

以 上